

畜産環境対策への取組みについて

農林水産省生産局畜産部畜産企画課
畜産専門官 武田 哲夫

はじめに

家畜排せつ物法が平成11年11月に施行されて以来、3年が経過しました。この間、各地域の行政、試験研究機関、農業関係団体等の皆様方におかれては、畜産生産現場での指導活動、技術研究等へ取り組まれてきたことであり、改めて敬意を表するものであります。今後とも、更なる御尽力をお願い申し上げます。

畜産関係分野の指導等に従事されている方であればどなたでも、家畜排せつ物の処理・利用の問題を、生産現場や職場で話題とすることが多いことと思います。又、一般住民の方からも、家畜ふん尿に関する苦情等が寄せられ、その対応に奔走されることも多いことと思います。畜産環境問題は、今、様々な方面から注目されており早急な改善を必要としております。

1. バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

近年、家畜排せつ物、食品廃棄物、木質系廃材等のバイオマスに対して、①地球温暖化の防止、②循環型社会の形成、③農林漁業、農山漁村の活性化、④競争力のある我が国の戦略的産業の育成等の観点から、その実現に向けての基本的な国家戦略として「バイオマス・ニッポン総合戦略」を農林水産省等関係府省が策定作業を行っているところです。

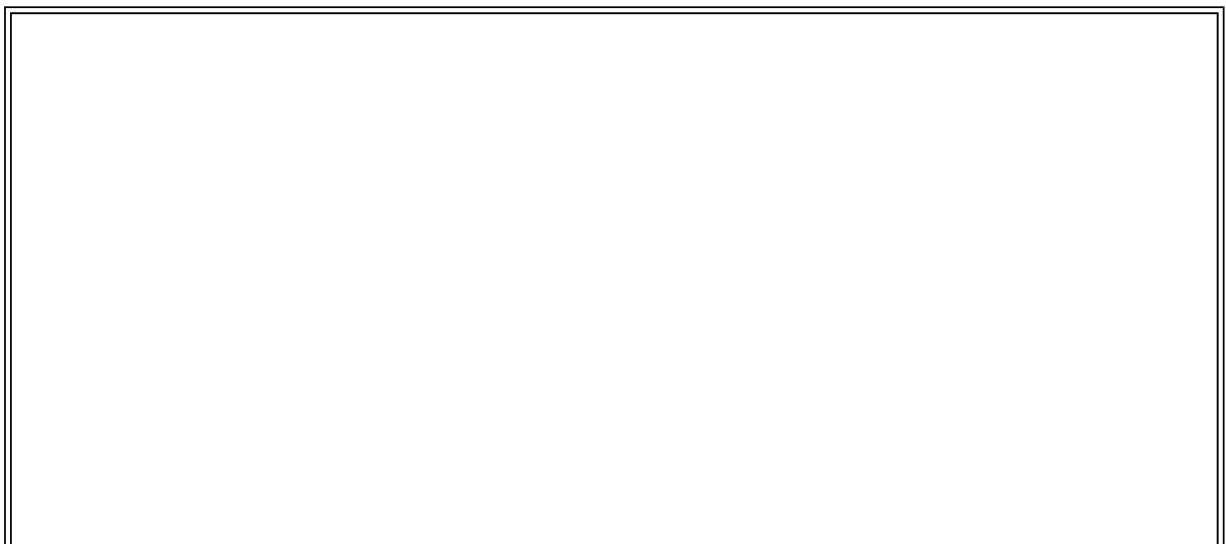
この戦略の骨子は、本年7月に関係5省(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)により策定され、公表されております。

(「バイオマス・ニッポン総合戦略骨子」のポイント参照

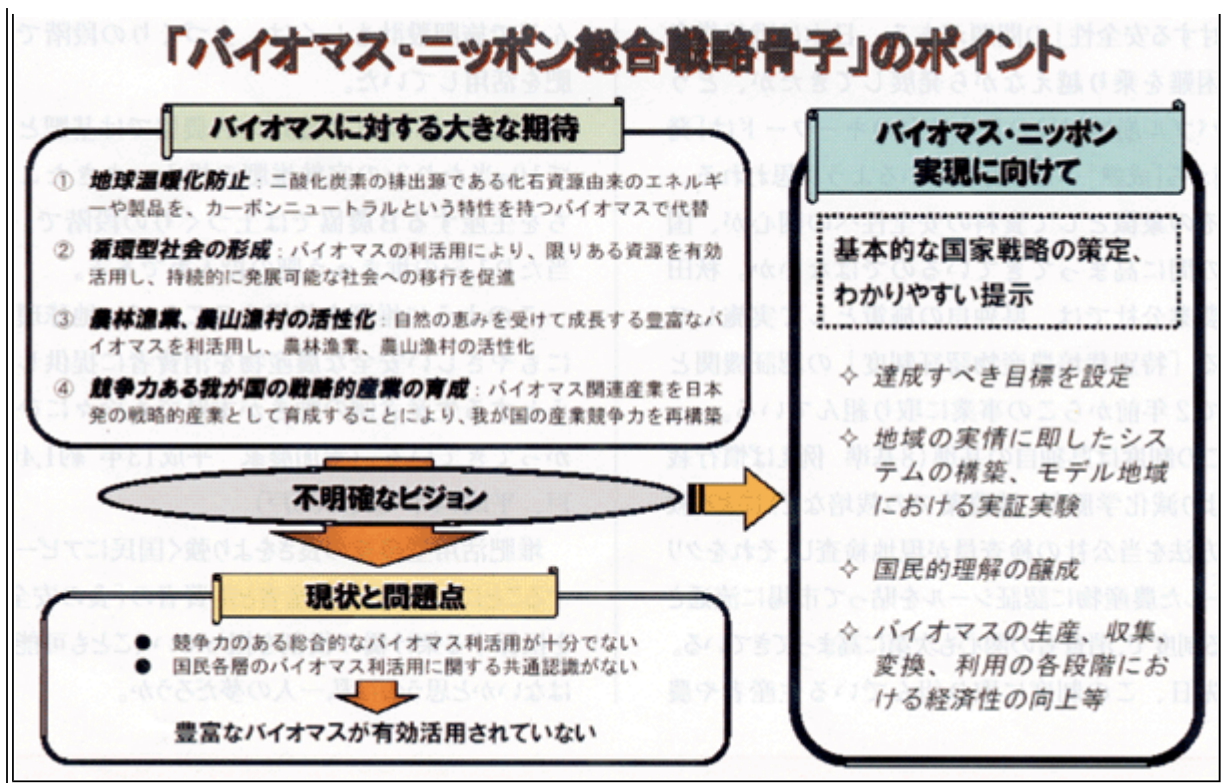
ホームページ<http://www.maff.go.jp/biomass/kosshi/kosshi.pdf>)

この内容は、総合戦略策定の背景、現状と問題点、基本的視点等から構成されていますが、この戦略の目指すものとして、「農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスエネルギーや製品として総合的に利活用する社会「バイオマス・ニッポン」を実現するための戦略である。」とされています。具体的には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において関係府省が協力して取り組むことを位置づけた「動植物・微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進」を受けて、「バイオマス・ニッポン」の基本方針、目標、具体策、工程等を示すものとされております。

各種のバイオマスの中でも家畜排せつ物は発生量が約91百万トンと大量であること、その大半がたい肥として利用されていることから、今後ともたい肥化による農地還元を基本としつつ循環利用を図っていくことが求められていくものと考えられます。また、地域の実情に応じてメタン発酵技術等を活用したエネルギー利用への取組みも期待されております。



「バイオマス・ニッポン総合戦略骨子」のポイント



2. 平成15年度予算要求の状況

畜産環境対策や循環型農業の取組みに対して、農林水産省は、従来から補助事業、リース事業、制度資金等により支援を講じてまいりました。

具体的には、家畜排せつ物を処理するためのたい肥舎、浄化処理施設及びこれに付帯して必要となるたい肥散布機械等の共同利用施設機械に対して助成を行っているほか、耕種部門と畜産部門が連携して有機性資源の循環利用に組織的に取り組む協議会活動等への支援を講じております。

平成15年度の国の一般会計予算要求においては、補助事業(公共、非公共)に要する予算を要求中ではありますが、畜産環境対策及び有機性資源循環利用に関連する対策は、「バイオマス・ニッポン総合戦略の強力な推進」の大枠の中で要求しております。

(1) 資源循環型農業確立支援事業(非公共事業)

この事業は、地域ごとの条件に対応して家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な施設の整備を行う事業です。

(2) 資源リサイクル畜産環境整備事業(公共)

この事業は、家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の還元草地等を一体的に整備等を行う事業であり、平成15年度予算要求においては、新たに炭化処理施設に係る要綱要領上の手当、PFI法(注:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)の手続きを経た民間事業者を事業実施主体に追加、事業の離島地域においての実施について拡充要求しております。

3. たい肥センター協議会及びたい肥センターの取組み

既にご承知のとおり、たい肥センター協議会は、全国協議会が平成13年3月に設立され、各道府県の協議会がこれまで34県で設立されております。たい肥センターは、営農集団が施設の管理運営主体となっている共同利用施設を含めると、約2300カ所以上が設置されております。このように、現状では、多数のたい肥センターが存在しており、又、その情報交換の場であるたい肥セ

ンター協議会も畜産主産県の多くの地域で設立されています。

農林水産省としても、たい肥センター協議会の開催、たい肥センターの機能強化に必要なたい肥の利用促進のための広報活動、散布活動、成分分析等の取組に対して支援を行っております。

たい肥センターや協議会は、たい肥の生産、流通、利用促進の拠点として重要な役割を担っておりますが、たい肥センターの運営については、たい肥の需要期に供給が追いつかない若しくは不足するというたい肥センターが存在する一方で、供給先が見つからず家畜ふん尿の処理に支障が出る等の課題を持つセンターもあります。たい肥センターが本来の目的を十分に果たし、家畜ふん尿のリサイクルを一層促進するためには、耕種農家と畜産を結ぶ情報の集積によりこのような課題を解決する協議会活動が重要です。

また、耕種農家から評価される良質たい肥を生産することは基本的な課題であり、更に、耕種農家にたい肥を積極的に利用してもらうよう、たい肥センターによる散布活動を実施するなど、たい肥センターの技術、経営面のレベルアップを図ることが重要です。

全国及び各地域のたい肥センター協議会及び関係者の積極的な取組が求められております。

おわりに

畜産環境問題は、家畜排せつ物の循環利用を促進することにより解決していくことが求められており、耕種部門と畜産部門の連携等地域の実情に応じて対応しなければならない問題です。また、今後も安定的に畜産経営を展開していくためには、周辺住民等の理解も得ながら、地域の関係者が一体となって対策を検討して進めることが重要です。